

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第175号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成24年9月13日 06時50分ごろ
発生場所	兵庫県尼崎市東海岸町 尼崎市所在の尼崎西防波堤灯台から真方位062°3,025m付近 (概位 北緯34°41.9' 東経135°24.4')
事故等調査の経過	平成24年11月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	液化化学薬品ばら積船 第二海誠丸、198トン
船舶番号、船舶所有者等	131769、寿海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、六級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 船首、3番タンク右舷甲板及び右舷外板に凹損 岸壁 擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、積荷役のため、阪神港尼崎西宮芦屋区の‘会社の岸壁’（以下「本件岸壁」という。）に右舷着けの着岸作業中、潮流に圧流されたので機関を後進としたものの、平成24年9月13日06時50分ごろ右舷船首部が本件岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風速 約4m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、阪神港尼崎西宮芦屋区の本件岸壁に着岸作業中、潮流に圧流されたことから、右舷船首部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、阪神港尼崎西宮芦屋区の本件岸壁に着岸作業中、潮流に圧流されたため、本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸作業を行う際は、潮流の影響を受けることがあるので、潮流を考慮した操船を行うこと。